

沿岸広域振興局長告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年6月6日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200057	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター宮古	宮古市太田一丁目2番3号	令和7年5月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200057	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター宮古	宮古市太田一丁目2番3号	令和7年5月31日